

亀山市公告第49号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、関係図書は、産業建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年9月13日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定年月日

令和元年9月3日

3 指定番号

第R1道位指申亀建0001号

4 指定道路の延長、幅員及び位置

道路番号 A

（1）延長 37.1 m

（2）幅員 6.0 m

（3）位置 和賀町3521番3